学校いじめ防止基本方針

みどり市立笠懸北小学校
平成２６年４月
改訂　令和　２年４月

１　いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

（１）本校の「学校いじめ防止基本方針」について

本校では、「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」「みどり市いじめ防止基本方針」を受けて、「児童が安心して学べる学校」「保護者が児童を通わせたい学校」「市民から信頼される学校」を目指し、本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

（いじめの定義）　いじめ防止対策推進法第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）　いじめ防止対策推進法第４条

児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び教職員の責務）　いじめ防止対策推進法第８条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務）　いじめ防止対策推進法第９条

１　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（２）いじめに対する基本認識と基本姿勢

すべての児童と教職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識にたち、いじめ防止のための基本姿勢を以下のとおりとする。

①いじめは人権侵害であり、いじめを絶対に許さない・見過ごさない学校づくりに努める。

②いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場に立って行い、絶対に守り通す。

③いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

⑤日頃から、児童、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

２　いじめ防止等の対策のための校内組織

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことがないよう組織で対応することを大原則とする。その上で、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（構成員）関係職員又は全教職員

（ 活動 ）①いじめ防止に関すること。

②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響等いじめに関する児童の理解を深めること。

（ 開催 ）月１回を定例会（職員会議内生徒指導部会）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。さらに全教職員参加の職員会議内で情報交換・対策について話し合い、共通理解を図る。

３　いじめ防止等の対策に関する取組

（１）いじめの未然防止のための取組

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童の主体的ないじめ防止活動を推進するために、以下に掲げる取組を全教職員で実践し、いじめのない学校を目指す。

①すべての児童が望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境づくりに努め、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

（授業を通した人間関係づくりを推進することにより、児童の豊かな心を育むだけでなく、確かな学力の向上に努める。特に、児童どうしで練り上げる活動を各教科に取り入れるなどの授業改善を通して、児童どうし、児童と教師の温かい人間関係づくりを推進し、授業中における積極的な生徒指導を行い、成就感や充実感を味わわせる。）

②いじめを許さない学級経営・教科経営に努める。

（児童がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的に防止に向けて取り組める集団作りをする。そのためには、自他のよさや大切さを認め合い、他者を思いやる心を育み、良好な人間関係を築けるよう、学級活動・授業等で工夫改善を行う。）

③人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

（学級や学年集団への指導を充実させ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を児童に持たせる。）

④学級活動・委員会活動・ＪＲＣ活動等を通して児童がいじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進する。

⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

⑥学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用するとともに、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑦教職員の言動でいじめを誘発･助長･黙認することがないよう細心の注意を払うとともに、教職員の体罰防止等の服務規律を徹底する。

⑧学校をあげていじめ防止に取り組むために、教職員研修を充実させ、教職員のいじめ問題についての理解を深めるとともに、いじめ防止対策委員会等で常にいじめ防止について協議する。

⑨地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

（２）いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むことが解決につながることから、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

①早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、児童の声に耳を傾けたり児童の行動を注視したりする。特にいじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努める。また、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあり、事情調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

②早期発見のために、定期的な調査を実施する。（月１回の生活アンケート調査）

③全教職員間で児童に関わる情報を共有すると共に、保護者・地域とも連携し情報の収集に努める。

（３）いじめ解消のための取組

いじめ問題が発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

①いじめの兆候を発見したときは、速やかに組織的な対応を行う。

②保護者等からの訴えには、謙虚に耳を傾け、関係者全員で解消に取り組む。

③いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するとともに、確実に情報を整理する。

④いじめる児童には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。

⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察に相談して協力を求める。

⑥いじめが解消した後も保護者と継続的な連絡を行い、安易に解決したと判断せずいじめの再発を防止するために日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

（いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、少なくとも３か月以上は情報交換を行い、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。）

⑦必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

⑧いじめの問題を学校のみで解決することに固執せず、学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

（４）重大事態発生時の対応

児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会の指示のもとに、校内組織を母体に、「みどり市いじめ問題専門委員会」、「群馬県いじめ問題等対策委員会」の支援と協力を仰ぐ。

③調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

４　保護者・地域との連携

　ＰＴＡの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級通信等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。また、いじめ防止に関する学校の取組を記載した学校だよりを毎月２回程度、区長を通して配布するとともに、ホームページにも掲載し、地域への理解と協力を推進する。

５　教育委員会及び関係機関との連携

　いじめの事実を確認した場合は、みどり市教育委員会へ報告を行い、校内組織を母体として解決に取り組む。また、学校だけでは解決が困難な場合は、みどり市教育委員会の指導のもと、警察や関係機関（みどり市こども課・児童相談所・スクールソーシャルワーカー）などの協力を得る。

６　いじめ防止に関する年間計画　（別紙参照）

７　評価の実施

　いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

（１）いじめ防止に向けた取組に関すること。

（２）いじめの対処に関すること。